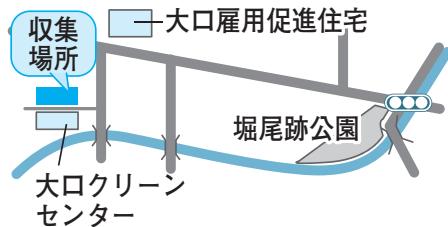


# 境だより



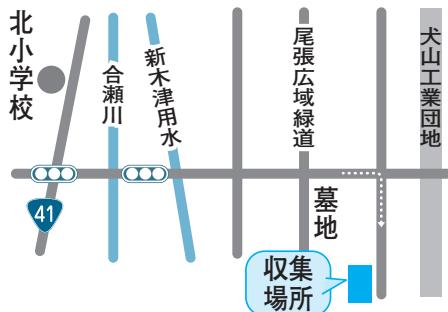
## 豊田地区有機資源保管所



**剪定枝・草・竹等の収集に  
ご協力をお願いします。**

町では、可燃ゴミの減量および資源の有効利用の取組みとして、剪定枝、草、竹等を回収するため、有機資源保管所を豊田地区（南部）、および二ツ屋地区（北部）の町内2か所に開設しています。

## 二ツ屋地区有機資源保管所



△有機資源保管所に搬入できるものは、町内の土地で発生した、各家庭から排出される剪定枝、草、竹、落葉、野菜の茎・葉・根（食に供する部分は不可）に限ります。  
※樹木の根、および事業・営利活動により発生したものは搬入はできません。

※午前・午後とも終了の15分前までに受付をしてください。  
△剪定枝、草等の収集にご協力をお願いします。

△開所時間 どちらとも午前の時から正午、午後1時から4時  
△年末年始は除きます  
△金曜日、日曜日  
△豊田有機資源保管所  
△開所日  
△二ツ屋有機資源保管所  
月曜日、土曜日  
△豊田有機資源保管所  
金曜日、日曜日  
△搬入回数は1日3回まで  
△利用される際には、町内の方であるとの確認のため、免許証や保険証などの身分証明書をも持参ください。

## 草、落葉、野菜の茎・葉・根



## 剪定枝、竹



### 搬入できるもの

搬入回数は  
1日に3回まで

## 食に供する部分は不可



健康保険  
被保険者証



### 持参するもの

## パンコンの 回収を始めます！

△剪定枝、竹は長さ2m以内、直径30cm以内の大きさに切つていただけますよ！お願いします。

△搬入回数は1日3回まで  
△利用される際には、町内の方であるとの確認のため、免許証や保険証などの身分証明書をも持参ください。

△追加回収できるようになったもの

△デスクトップパソコン（パーソナル

管ディスプレイおよび、ブラウジング管ディスプレイ一体型を除く）、ノートパソコン、液晶モニター、タブレット、ハードディスク、外付けドライブ類（CD、DVD、MOなど）、ハブ、ルータ

※プラウン管ディスプレイ、ブラウジングディスプレイ一体型パソコンは、従来通り回収することができません。メーカーまたは、一般社団法人パンコン3R推進協議会にお申込みください。

△町では小型家電リサイクル法対象の製品のうち、一部のものに限って資源リサイクルセンターで回収していましたが、平成29年4月よりパンコンを始めとする他の製品も回収するようになりました。

問合せ先  
環境経済課  
05-2282-7600

<http://www.pc3r.jp/>

※小型家電リサイクル法対象製品の回収は、資源リサイクルセンターのみとなりますので、ご注意ください。